

## 平成23年度休止事業一覧

宮城県環境基本計画で進行管理している事業のうち、震災復旧・復興業務優先により、平成23年度に休止した事業については以下のとおりです。

事業の名称等	担当課	掲載（関連）頁
自然エネルギー等・省エネルギー促進事業（宮城県自然エネルギー・省エネルギー大賞の実施）	環境政策課	26
「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議		26
みやぎEV・PHV普及促進事業		26
環境教育実践「見える化」事業 (事業の一部を中止し、出前講座のみの実施。)		101
環境マネジメントシステムの普及（普及啓発セミナーの開催）		105
リスクコミュニケーションの実施等の事業者等への普及	環境対策課	98
松島リフレッシュ事業環境改善効果評価調査		—
くろかわ地域循環圏創造推進事業	資源循環推進課	34
みやぎの3R普及啓発事業		99
宮城県グリーン製品普及拡大事業		34
再生資源等有効活用推進事業		37
地域イノベーション創出型研究開発支援事業	新産業振興課	—
産業技術総合センターでの研究開発		112
蒲生干潟自然再生事業	自然保護課	48
金華山島森林復元事業		44
栗駒山自然景観保全修復事業		44
みどりのふるさとづくり人材育成・支援事業		49
農業用廃プラスチック排出抑制事業	農産園芸環境課	38
宮城県グリーン製品調達モデル事業	事業管理課	—
加瀬沼公園整備事業	都市計画課	50

## 環境関係用語の説明

(あ)

### ISO14001

ISO（国際標準化機構の略。スイスに本部を置く非政府組織）が定めた、地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格。ISO14001の認証は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。

### 赤潮

プランクトンの異常増殖により、海水が赤褐色を呈する現象。一時的に溶存酸素が欠乏するなどして魚貝類が死滅し、漁業被害を伴うことがある。

### 悪臭物質

特有の臭いをもつ化合物は40万にも達するといわれるが、悪臭を発する物質を化学的にみると窒素や硫黄を含む化合物のほかに低級脂肪酸などがある。悪臭防止法では、現在アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、アセトアルデヒドなど22物質を悪臭物質として定めている。22物質のうち窒素を含む化合物は2物質、硫黄を含む化合物は4物質、窒素・硫黄を含まないものは16物質となっている。

### アスベスト

クリソタイルなど6種類の纖維状鉱物の総称。耐熱性、耐摩耗性、断熱性、防音性等の性質があるため各種建築資材や自動車のブレーキライニング等に幅広く使用してきた。近年、発がん性など健康への影響が懸念され、製造や使用が規制されている。

(い)

### 硫黄酸化物 (SOx)

硫黄と酸素の化合物。このうち二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub> : 亜硫酸ガス) は、大気汚染物質として早くから問題視してきた。重油等の硫黄分を含む燃料が燃えるときなどに発生する。刺激性が強く、呼吸機能に影響を及ぼす。

### 一酸化二窒素 (亜酸化窒素)

常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり笑気とも呼ばれる。二酸化炭素、メタン、クロロフルオロカーボン (CFC : chlorofluorocarbon、狭義のフロン) などとともに代表的な温室効果ガスの一つである。温室効果の強さは二酸化炭素を1すると一酸化二窒素では約300倍である。

### 一酸化炭素 (CO)

炭素化合物の不完全燃焼により生成する、無臭の極めて有毒な気体。人体に入ると血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、酸素欠乏状態を引き起こす。

### 一般廃棄物

家庭から生じた廃棄物と、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事務所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。

(え)

### ESCO事業

Energy Service Companyの略。ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス（省エネルギー診断・設備機器等の整備・省エネルギー効果の検証・設備機器等の維持管理）を提供する事業で、必

付

録

必要な費用は、ESCO事業を行う者（ESCO事業者）により保証された光熱水費の削減分で対応する事業。

### (お)

#### オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素（O<sub>2</sub>）がオゾン（O<sub>3</sub>）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から20～25kmに存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

#### 温室効果

大気中の微量ガスが、地表面から宇宙空間に放出されるべき熱を吸収してしまい、大気の温度が上昇する現象。赤外線の形で放出されるべき熱を吸収する気体には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがあるが、近年特に、人間の活動に伴う二酸化炭素の増加が著しく、気候の温暖化が懸念されている。

### (か)

#### カーボンオフセット

直接的な施策によって削減できないCO<sub>2</sub>（カーボン）を、森林吸収源を守る植林やクリーンエネルギーなどの事業に資することなどにより、排出した分を相殺（オフセット）する仕組み。市場原理を活用した、自主的な取組として注目されている。

#### 化学的酸素要求量（COD : Chemical oxygen demandの略）

海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとときに消費される酸素量（mg/L）で表したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

#### 環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき、定められているもの。

#### 環境の日

1993（平成5）年に公布・施行された環境基本法により、6月5日が「環境の日」とされた。この日には、1972（昭和47）年の国連総会において決議された「世界環境デー」にあたる。「環境の日」は、事業者及び国民が広く環境の保全について関心と理解を深め、積極的に環境を保全する活動を行っていくことをめざして設けられた。また、6月を「環境月間」とし、環境問題についての認識を新たにするための諸行事が行われている。

#### 環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

#### 環境マネジメントシステム

事業主が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。

## (き)

### 希少種

存続基盤が脆弱な種または亜種。現在のところ絶滅危惧種にも該当しないが、生息条件の変化によって容易にこれらのランクに移行する要素を有するもの。

### 規制基準

排出基準、排水基準、燃料基準などの総称。法律や条例に基づいて、事業者等が遵守しなければならない基準として設定されているもの。

### 揮発性有機化合物（VOC）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称でトルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの原因物質であり、自動車単体への規制の他、平成18年4月から、塗装・接着・印刷業者等に対する排出規制がなされている。

### 休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣が減少した場合、その増加を図るために必要があると認めたときに設定するもので、その期間全ての鳥獣の捕獲が禁止される。

### 京都議定書

地球温暖化を防止するため、6種類（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）の温室効果ガス（GHG）の排出削減を法的に義務付けるよう求めた国際協定。1997年に京都市で開かれた「気候変動枠組み条約第3回締約国会議」（COP3）で採択された。先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が設定されており、2008年から2012年の5年間に、1990年（一部ガスは1995年を選択できる）比で日本は6%の削減が義務付けられている。ただし、この数値はあくまで国の目標であって、国民あるいは事業者の目標（義務）ではない。

## (け)

### K値規制

煙突の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を決める規制方法。地域の汚染の程度に合わせて16段階に分けて定数（K値）を決め、計算式により求められた許容量を超える排出を制限するもの。

### 健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。健康項目については、現在、カドミウム、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など27項目が設定されている。また、要監視項目としてクロロホルム等26項目が位置付けられている。

## (こ)

### 公害

環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。

### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、紫外線により光化学反応を起こし、生成される酸化性物質群をいう。中でも、主要な物質がオゾンとパーオキシアセチルナイトレート（PAN:RCO<sub>3</sub>NO<sub>2</sub>）であり、いずれも人体及び植物に有害である。

### 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、酸素と光化学的に反応して光化学オキシダントを生成する大気汚染現象をさし、一般にスモッグを発生し、視界不良をともなう。スモッグはスモーク（煙）とフォogg（霧）から合成されたことば。夏季の日差しが強くて、風の弱い日に発生しやすい。

### 公共下水道

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排出施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義されている。

### 公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。」と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

### 国内クレジット制度

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）において規定されている、大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出量削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度。平成20年10月に政府全体の取組として開始された。中小企業のみならず、農林（バイオマス）、民生部門（業務その他、家庭）、運輸部門等における排出削減も広く対象としている。

### コリドー（回廊）

野生生物の生息地間を結ぶ、生息地と同質の環境を有する帶状の地域をいう。個体の移動を助けたり、多様な遺伝子組成を維持する上で重要である。

(さ)

### 最終処分場

最終処分とは、廃棄物を自然環境に還元することであり、これには陸上埋立処分、水面埋立処分及び海浜投入処分がある。最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分するのに必要な場所、設備の総体をさす。産業廃棄物の最終処分場には、埋め立てる廃棄物の性状に応じて安定型（廃プラスチック類等）、管理型（汚泥等）、遮断型（有害物質の溶出が埋立処分に係る判定基準を超える廃棄物）の3つのタイプがある。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類をさす。産業廃棄物については、事業者が自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理すべきことが義務付けられている。

### 酸性雨 (Acid rain)

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれて、水素イオン濃度 (pH) 5.6以下となった酸性の雨をいう。原因物質の排出源としては、工場や自動車からの排出ガスなどがあげられる。

(し)

COD (Chemical oxygen demand) → 「化学的酸素要求量」参照。

### 自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林などのうち、保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法または自然環境保全条例に基づき指定された地域。

### 自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健・休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法や県立自然公園条例に基づいて、土地の所有の如何にかかわらず区域を画して指定される公園のことをいう。国が指定する国立・国定公園と県が指定する県立自然公園がある。

### 持続可能性 (Sustainability)

「環境、社会と調和する経済」を志向し、「持続可能な」経済発展を目指すこと。経済の成長は「地球環境の容量内で」のみ可能であり、さらに今日のグローバリゼーションの進展を踏まえ、世界的な貧富の差の縮小など社会的側面も視野に入れ、環境や社会を無視した「経済の無限な成長」と、一方で環境・社会を重視する余りの「成長を否定した縮小主義」の双方を否定し、環境と経済成長の両立を図るという考え方。

### 持続可能な開発のための教育の10年

(United Nations Decade of Education for Sustainable Development : UNESD)

国連で採択された決議の一つで、2005年1月1日から始まる10年を「持続可能な開発のための教育の10年」と宣言したもの。持続可能な社会の実現に向けて、一人一人が、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育を推進していくこうとするもの。

### 自然エネルギー等

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法による定義）。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス、いわゆるリサイクルエネルギー（廃棄物発電等）のほか、従来型エネルギーの新利用形態として、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコンバージョン、燃料電池に分類される。

(せ)

### 生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして定められた項目。環境中の濃度については、「生活環境の保全に関する環境基準」が設けられており、水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、溶存酸素量 (DO)、浮遊物質量 (SS)、大腸菌群数など

について定められている。環境基準は、河川、湖沼、海域別に水道、水産、農業用水、工業用水などの利用目的に応じた水域類型を設け、各々の水域類型ごとに定められている。

### 生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水をいう。「生活排水」のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」という。

### 生物化学的酸素要求量 (BOD : Biochemical oxygen demandの略)

河川の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚濁源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

### 絶滅 (EX)

我が国ではすでに絶滅したと考えられる種及び亜種。(植物では変種を含む。)を示す。

(そ)

### 騒音レベル

JISに規定される指示型の騒音計で測定して得られる値で、騒音の大きさを表す。一般には耳の感覚に似せた騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をdB(デシベル)(A)で表す。

(た)

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。

### 代替フロン

オゾン層破壊へ影響が大きいとして、モントリオール議定書により1996年末までに全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のこと、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。代替フロンとなりうる条件は“塩素を含まないこと又は塩素を含んでいたとしても分子内に水素を有し成層圏に達する前に消滅しやすいこと”、“地球温暖化への影響が少ないとこと”、“毒性のないこと”である。代表的な代替フロンとしては、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)やハイドロフルオロカーボン(HFC)などがあげられる。しかし、HCFCのような物質でも全く無害というわけではないため、先進国では2020年までに全廃することとなっている。

### W E C P N L

(Weighted equivalent continuous perceived noise level : 加重等価平均感覚騒音レベル)

航空機1機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位。ICAO(国際民間航空機関)が提案した国際単位。なお、我が国における航空機騒音を評価する単位は平成25年4月1日からLden(時間帯補正等価騒音レベル)に移行する。

### 炭化水素(HC)

炭素と水素の化合物の総称。オキシダント生成の原因物質の一つ。

## (ち)

### 窒素酸化物 (NOx)

窒素と酸素の化合物の総称。主として重油やガソリン、石炭などの燃焼によって発生する一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)などをいう。発生源は自動車、ボイラー、工場、家庭用暖房など広範囲にわたっている。

### 中間処理

廃棄物を無害化、安定化、減量化するために行う焼却、破碎、脱水、中和、コンクリート固型化などの処理をいう。

### 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めたとき、環境大臣または知事が指定するもので、すべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。

## (て)

### 低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車等が開発されている。

### 低排出ガス車

排出ガス中の有害物質が最新規制値より低減された自動車。国土交通大臣は有害物質を平成12年度排出ガスレベルより25%低減された自動車を「良-低排出ガス認定車」、50%低減された自動車を「優-低排出ガス認定車」、75%低減された自動車を「超-低排出ガス認定車」、また平成17年度排出ガスレベルより50%低減された自動車を「☆☆☆低排出ガス車」、75%低減された自動車を「☆☆☆☆低排出ガス車」と認定している。

dB (A) (デシベル) → 「騒音レベル」参照。

### テレメーターシステム

ある地点の測定データを遠隔地点に設置した受信器に送って記録させるシステム。大気汚染テレメーターシステムでは、大気常時測定局及び主要な工場・事業場等に自動計測器を設置し、その観測データを常時中央監視センターに伝送して迅速に集中把握している。

典型7公害 → 「公害」参照。

### 天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で、学術上価値の高いもののうち、国や都道府県などが指定したものという。

(と)

**都市・生活型公害**

工場等に起因する従来の産業公害に対して、都市化の進展や生活様式の変化などを背景として起こる公害をいう。例えば、自動車の騒音や排出ガスによる大気汚染、生活排水による都市内中小河川等の水質汚濁、近隣騒音などがあげられる。

(い)

**二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)**

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体。炭酸ガスとも呼ばれる。現在の大気中には約0.03%含まれているが、化石燃料の大量消費等エネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年の間に大気中濃度が急速に高まっており、数ある環境問題の中でも最も根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっている。

**二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)**

一酸化炭素 (NO) と酸素の作用等により発生する赤褐色の刺激性の気体。比較的水に溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫等を引き起こす。

(の)

**農業集落排水処理施設**

集落の散在する農村に適した汚水処理システムとして、おおむね1,000人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道のこと。

**農薬**

農薬取締法では、「農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は制御に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。農薬取締法では、製造・輸入業者による農薬の登録、無登録農薬の販売の禁止、製品容器への表示事項、販売業者の届出、農薬ごとに適用作物・使用量・使用濃度・使用方法・時期・回数を詳細に定めた農薬使用基準等について定めている。水道法では水質基準を定めているが、農薬類は水質管理目標項目となり、ゴルフ場使用農薬については排出中の農薬濃度の指針値が別途示されている。

**ノルマル立方メートル (m<sup>3</sup>N)**

温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したガス量を表す単位。

(は)

**パーフルオロカーボン (PFC)**

フルオロカーボン類の一つで、フルオロカーボン (FC) の構成要素である炭化水素の水素をフッ素に置き換えた有機化合物。パーフルオロカーボン (PFC) は、大気寿命（大気に残存する期間）が長く、温室効果ガスの一つとして第3回気候変動枠組み条約で追加された。オゾン層破壊係数はゼロであるが、温室効果はCO<sub>2</sub>の数千倍と非常に強力で、現在は排出することが非常に厳しく監視されている。

**ばい煙**

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は電気の使用に伴い発生するばいじん、及び物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生するカドミウム等の有害物質をいう。

## 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義されている。また、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

## ハイドロフルオロカーボン (HFC)

フルオロカーボン類の一つで、オゾン層破壊の原因であることから1995年末に製造が中止された「特定フロン」クロロフルオロカーボン (CFC) に代わる「代替フロン」として、おもに冷媒や発泡剤、洗浄剤として利用されている。クロロフルオロカーボンやハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) とは違い、ハイドロフルオロカーボン (HFC) はオゾン層破壊係数がゼロであるが、強力な温室効果ガスであり地球温暖化係数は大きい。

(ひ)

BOD (Biochemical oxygen demand) → 「生物化学的酸素要求量」参照。

## 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。健康への影響が懸念されているため、平成21年度に環境基準が定められた。

## BDF (Bio Diesel Fuel)

生物由来の油から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。バイオマスエネルギーの一つで、菜種油、オリーブ油、ひまわり油、大豆油、コメ油、ヘンプ・オイル（大麻油）などの植物油、魚油及び廃食用油（天ぷら油等）など、様々な油脂がバイオディーゼル燃料（BDF）の原料となりうる。なお、パーム油や獣脂は、低音期に固定してBDFの流動性を下げ、エンジントラブルの原因となるため、BDFの原料としては好ましくない。BDFは、化石燃料と同様にCO<sub>2</sub>を排出するが、原料となる植物の成長過程で光合成によりCO<sub>2</sub>を吸収しており、ライフサイクル全体でみると大気中のCO<sub>2</sub>増加に関与しないカーボンニュートラルの性質を有している。

## ビオトープ

野生生物の生息可能な自然生態系が機能する空間を意味する概念。密接に結びついた生物群集と、それを支える環境とが一体となって存在するある限られた空間をいう。

## PCB (ポリ塩化ビフェニル：Poly chlorinated biphenylの略)

不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性に優れた物質で、絶縁油やノーカーボン紙、インクなどに使用されていたが、現在は製造が禁止されている。カネミ油症事件の原因物質。

(ふ)

## 富栄養化

湖沼や内海などで、窒素や磷などの栄養分が水中に豊富になる現象をいい、これにより、藻類等水生生物が異常に繁殖する。もともとこの現象は自然状態でもみられるが、人間活動に伴う工場排水や生活排水に加え、畜産排水や農耕地から流出する肥料成分によって進行し、藻類による着色や悪臭など、利水上問題にされる。

**複層林施業**

森林を構成する樹木の中から一部の個体だけを伐採し、その跡地に植樹するなどして、複数の樹冠（樹木の枝と葉の集まり）層を有する森林に造成する施業法。

**浮遊粒子状物質（SPM）**

浮遊粉じん（燃焼に伴うばいじん等大気中に浮遊する微細な粒子）のうち、粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のもの。大気中に比較的長時間滞留し、呼吸器系に影響を及ぼすことから環境基準が設定されている。

**フロンガス**

炭化水素の水素原子が、いくつか塩素原子とフッ素原子で置き代わった化合物の総称。熱に強く、冷媒や溶剤として優れた性能を持つため、クーラーや各種スプレー、半導体製品の洗浄剤として広く利用されてきた。しかし、成層圏に達してオゾン層を破壊することから、地表に到達する紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして、国際的に問題となっている。

(へ)

**閉鎖性水域**

湖沼や内湾など周辺を陸で囲まれた水域。水の交換性が悪いので水質が汚染しやすく、水底に汚濁物質が堆積しやすい。富栄養化が進行している水域が多い。

(ほ)

**保安林**

水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備など特定の公共目的を達成するために、森林法に基づき、立木竹の伐採・土地の形質の変更などの一定の制限が課せられている森林をいう。保安林は、その指定の目的により17種類がある。

ポリ塩化ビフェニル → 「PCB」参照。

(め)

**メタン（CH<sub>4</sub>）**

無色、無臭、無毒の可燃性気体。天然ガス、石炭ガス、自動車の排気ガスなどに含まれる成分。温室効果ガスの中でも二酸化炭素の次に多く排出され、地球温暖化の原因にもなる。

(ら)

**ラムサール条約**

正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1975（昭和50）年に発効した。イランのラムサールで採択されたことから、こう呼ばれる。水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を進めることと、湿地の適正な利用を進めることを目的とする。日本は1980（昭和55）年に加入し、現在、北海道の釧路湿原やクッチャロ湖、本県の伊豆沼・内沼など、全国で33ヶ所が指定されている。

なお、2008（平成20）年10月に、韓国昌原市で開催された締約国会議において、「化女沼」が、「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」に次ぎ、県内3か所目の条約湿地として登録された。

(り)

#### 緑地環境保全地域

良好な自然環境を形成し、都市環境または都市構成上その存在が必要と認められる区域、都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地等良好な自然環境を形成している区域など、その区域における自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものについて、県自然環境保全条例に基づき指定された地域をいう。

(る)

#### 類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準について、国が設定した類型別の基準値に基づき、都道府県知事が、水質汚濁に関しては水域の利用目的、水質の現状など、騒音に関しては都市計画区域などを勘案し、具体的な地域をあてはめ指定することをいう。

(れ)

#### レッドデータブック

国際的にはIUCN（国際自然保护連合）によって刊行された世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにした資料。日本では、環境庁により昭和61年度から4年間、「緊急に保護を要する動植物の種の選定調査」が実施され、日本版レッドデータブックが刊行された。

(ろ)

#### 六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）

フッ素と硫黄からなる化合物。常温大気圧においては化学的に安定度が高く、無毒、無臭、無色、不燃の気体。100年間の地球温暖化係数はCO<sub>2</sub>の23,900倍と大きく、大気寿命が3,200年と長いため、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）とともに京都議定書で削減対象の温室効果ガスの1つに指定された。

付

録